

事 務 連 絡  
令和2年5月22日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

放課後児童健全育成事業における「彩の国『新しい生活様式』における取組」  
掲示例の周知について（通知）

県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、政府の基本的対処方針に記載のある「新しい生活様式」を定着させるため、別添のとおり放課後児童クラブでの「彩の国『新しい生活様式』における取組」掲示例を作成しました。

施設でご活用いただけますよう、各放課後児童クラブへの周知をお願いいたします。

記

別添 彩の国「新しい生活様式」における取組 掲示例（掲示サイズ自由）  
適宜、各施設の独自の取組を追加するなど加工してください。

子育て環境整備担当 渡辺 木村  
電話： 048-830-3322  
FAX： 048-830-4784

## 【 掲示例 】

〇〇放課後児童クラブ 彩の国「新しい生活様式」における取組

# 私たちは感染症予防のため以下のことに取り組んでいます

## 1 事業全般

- 〇石鹸を用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒により、手指を清潔に保つ
- 〇手が触れる机やドアノブなど物の表面は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う
- 〇定期的な換気を行う
- 〇咳エチケットを実施する（マスクの着用・ティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う）
- 〇児童に対して、適切な手洗いの方法の指導を行う
- 〇タオルの共用はしない

## 2 職員の体調管理

- 〇出勤前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合は出勤しない
- 〇過去に発熱等が認められた場合は、解熱後2 4 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない
- 〇該当する職員の健康状態に留意する

## 3 児童の体調管理

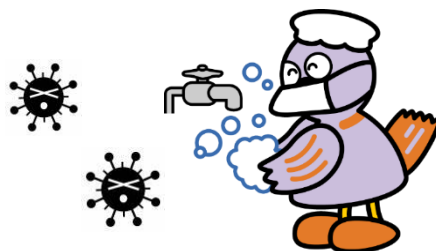
- 〇登所前に体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は利用を控えていただく
- 〇過去に発熱等が認められた場合は、解熱後2 4 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を控えていただく
- 〇該当する児童の健康状態に留意する

## 4 外来者への対応

- 〇委託業者等からの物品の受け渡し等は限られた場所から行う
- 〇施設内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合は立ち入りを断る

## 5 （各施設の取り組み）

- 〇…
- 〇…
- 〇…



埼玉県マスコット「コバトン」

※ 以上のことについて、児童及び保護者の方にも御協力をお願いします。